

越境 E C 販路開拓補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、越境 E C 販路開拓補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、非対面・遠隔での海外需要獲得に向けた越境電子商取引（以下「越境 E C」という。）を利用する県内中小企業等を支援することにより、新たな海外販路開拓の取組を促進させることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県内に本社を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）及び事業組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げるもののうち、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年第 185 条）第 3 条に掲げるもののうち、協業組合、商工組合及び商工組合連合会をいう。）に対して、別表のとおり予算の範囲内で交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第 2 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、3 分の 2（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第 6 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める場合は、別表の第 5 欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(結果の公表等)

第8条 商工労働部長は、必要に応じて補助事業の結果について公表することができる。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

別表

1 補助対象者	2 補助対象経費	3 補助金の額及び補助率	4 補助事業実施期間	5 重要な変更
<p>鳥取県内に本社を有する中小企業者及び事業組合</p>	<p>越境EC利用に必要な経費（ECモールの利用に必要な費用、輸送に関する諸費用）</p> <p>※ECモールとは、多数の企業や商店のECサイトが集まったインターネット上の仮想的な商店街。</p> <p>※但し、備品購入費、減価償却費は除く。</p>	<p>補助率 3分の2</p> <p>上限額 200千円</p>	<p>交付決定の日から令和3年2月28日</p>	<p>(1) 補助目的の達成に支障を来す又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更</p> <p>(2) 本補助金の増額を伴う変更</p> <p>(3) 本事業の中止又は廃止</p>

1 申請者概要

企業・団体名			
代表者職・氏名			
住所	〒		
資本金		従業員数	
主たる業種	（日本標準産業分類の中分類）		
事業概要	今回実施する事業を150～200文字程度で説明してください。		

2 事業計画名

3 事業実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 事業の目的・背景

<p>越境ECを現在実施している又は計画中の内容（目標、顧客、市場ニーズ等）、製品・サービスの海外展開又は輸出入の現況及び評価（具体的な数字を含む）を踏まえて、事業を実施しようとする目的・背景を具体的に記入してください。</p>
--

5 事業の内容

<p>事業の実施体制、実施方法、スケジュール等、実施する（実施した）内容を具体的に記入してください（図表可）。</p>

6 事業で期待する効果・成果

(計画時) 4・5で記入した内容も踏まえ、本事業で期待する成果目標(売上高、成約件数等)を記入してください。

(報告時) 事業実施で得られた結果(具体的な数字を含む)、事業実施で見えてきた課題、今後の目標(売上高、成約件数等)根拠数字を含む)、事業の成果を具体的に記入してください。

7 県外発注の有無 有 ・ 無

注1 県外発注の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注2 「有」の場合は、表内に県外発注する経費及び県外発注する理由を記入してください。

8 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

注3 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注4 「有」の場合は、表内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記入してください。

9 消費税の取扱い 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

10 担当者連絡先

部署			
職・氏名			
住所	〒		
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

様式第2号（第4条、第7条関係）

越境EC販路開拓補助金収支（予算・決算・変更）書

1 収入の部

（単位：千円）

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金（C）		
その他		
補助事業総額（A）		

2 支出の部

（単位：千円）

補助対象経費	主な内容	事業に要する （した）経費	左記の経費のうち補助対象経費	備考
合計		(A)	(B)	

※主な内容欄には積算を明記すること。

※収入の部の「補助事業総額（A）」と支出の部の「左記の経費のうち補助対象経費（B）」の合計額は同額とすること。

3 補助金申請金額

補助金交付申請額（C）	千円
-------------	----

(B) × 補助率又は補助金上限額
（いずれか低い額を左記に記入）

様

鳥取県知事

（印）

令和 年度越境E C販路開拓補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった越境E C販路開拓補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、越境E C販路開拓補助金交付要綱（令和2年4月24日付第202000023533号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

職 氏 名 様

住 所
報告者 氏 名



令和 年度越境EC販路開拓補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定のあった令和 年度越境EC販路開拓補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、越境EC販路開拓補助金交付要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|---|------|
| 1 | 本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額） | 金 | 円（A） |
| 2 | 確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円（B） |
| 3 | 実績報告控除税額 | 金 | 円（C） |
| 4 | 確定した控除税額 | 金 | 円（D） |
| 5 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
- ※ (D) - (C) > 0 の場合、((D) - (C)) × (A) / (B)

注 積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。